

松 山 大 学 論 集
第 30 卷 第 4 - 2 号 抜 刷
2 0 1 8 年 10 月 発 行

中小企業会計基準の制度形成と展開

松 尾 俊 彦

中小企業会計基準の制度形成と展開

松 尾 俊 彦

I はじめに

平成 14（2002）年 3 月に中小企業庁が中心になり、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会は、大企業会計基準とは別の中小企業の特徴をふまえた中小企業会計基準が必要であるという認識のもと「中小企業の会計に関する研究会」を設置し、中小企業会計に関する本格的な議論を開始した。同年 6 月に中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会報告書」により、同年 12 月に日本税理士会連合会は「中小会社会計基準の設定について」により、また平成 15（2003）年 6 月に日本公認会計士協会は「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」により、それぞれの考え方を盛り込んだ中小企業会計基準に相当する体系的な会計処理方法を公表した。しかし、これら複数の体系的な会計処理方法が公表されたことで、中小企業関係者はいずれを中小企業会計の拠り所にするか混乱した。

中小会社の特性に応じた中小企業会計基準について、

- ①大企業会計基準を簡便、簡素化して中小企業会計基準とするシングル・スタンダードの考え方（日本公認会計士協会）
- ②大企業会計基準とは別に中小企業会計基準を構築するダブル・スタンダードの考え方（中小企業庁、日本税理士会連合会）

という二つの会計基準策定モデルを中心に議論が始まった。

そして、平成 17（2005）年 8 月に中小企業庁を中心に先の 4 つの機関が調整し、中小企業会計基準となる「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小

指針」という)を公表した。これにより中小企業の特性に応じた中小企業会計基準が整備されることになった。

平成22(2010)年2月に、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会に加え日本経済団体連合会により「非上場会社の会計基準に関する懇談会」(以下、「懇談会」という)が設置された。「懇談会」では、わが国の「企業会計原則」・企業会計基準の国際的な会計基準へのコンバージェンスに向けた取り組みと、中小企業、とりわけ非上場会社の会計基準のあり方が検討され、同年8月に「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」(以下、「懇談会報告書」という)を公表した。

さらに同年2月には中小企業庁に、「中小企業の会計に関する研究会」(以下、「研究会」という)が再設置され、非上場会社、特にその大半をしめる中小企業における会計制度のあり方が検討された。「研究会」は、同年6月に「中小企業の会計に関する研究会報告書」(以下、「研究会報告書」という)を公表した。「懇談会報告書」、「研究会報告書」の公表を受け、平成23(2011)年2月に中小企業庁と金融庁が事務局となり、さらに法務省が参加し、中小企業関係団体等が主体となった「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、平成24(2012)年2月に「中小指針」と併存することになる「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、「中小会計要領」という)を公表した。

こうした中小企業会計基準が必要であるとする議論は、「企業会計原則」制定以降連綿としている。戦後間もない時期に、産業の発展に伴うわが国経済社会を支える中小企業に対する諸制度の整備は不可欠のことであり、経済発展上会計基準の重要性は認識されていた。昭和25(1950)年に法人企業形態をとらない中小商工業者向け簿記の指導書として、経済安定本部企業会計対策調査会から「中小企業簿記要領」が公表された。当時は、税制度の整備・充実、課税の公平性を確保するため、シャープ勧告に基づく青色申告制度を導入するために「正確な会計帳簿」が必要となり、大企業会計基準である「企業会計原則」とは別に、中小企業向けとりわけ中小商工業者向け会計処理の基準に相当する

「中小企業簿記要領」を公表した。この「中小企業簿記要領」は、中小商工業者が依拠すべき簿記の一般的基準を示すものであり、①課税の合理化、②中小企業金融の円滑化、③事業経営の合理化を目的とした簿記要領(指導書)であった。続いて、昭和28(1953)年には、法人企業形態をとる中小企業向け簿記の指導書として、中小企業庁が「中小会社経営簿記要領」を公表した

「中小企業簿記要領」は、「この要領は、法人以外の中小商工業者のよるべき簿記の一般的基準を示すものであって…」¹⁾と、法人以外の中小商工業者を対象としていた。他方、「中小会社経営簿記要領」は、「中小企業のうち、会社経営のものを対象とし、これに適した経理制度の確立に資する…」²⁾と、会社いわゆる法人企業を対象としたものであった。この二つの簿記要領により、戦後間もない混乱期にまず簿記(帳簿)を整備することで、公正な企業会計を実践するための会計制度の整備、充実が図られた。また、これらが公表された背景には、企業規模により正確な帳簿記録への意識や企業規模や内部組織の整備状況が違い過ぎるため、大企業と中小企業に対する会計処理に関する基準を区別すべきであるとの認識があった。

「中小企業簿記要領」の解説書では、「今日簿記法として最も発達しているのは、複式簿記であり、簿記といえば複式簿記を意味するほどであるけれども、記帳能力に乏しい中小企業の場合に、複式簿記は必ずしも適当した簿記法とはいえない。企業の規模の大小によって単式簿記が適している場合もある」³⁾と、企業の規模によって区分する必要性が指摘していた。

本稿では、中小企業会計基準をその理論的前提や設定のアプローチから検証し、中小企業会計基準、とりわけ「中小指針」、「中小会計要領」の普及への課題について検討してみたい。

Ⅱ 中小企業会計基準の策定過程

今日の中小企業会計基準の策定過程について、策定モデル、策定方法、策定概念から検討してみたい。

(1) 中小企業会計基準の策定モデル

中小企業会計のあり方として、平成17(2005)年に公表された「中小指針」の策定過程における議論の中で、日本公認会計士協会はシングル・スタンダードを、他方中小企業庁、日本税理士会連合会はダブル・スタンダードを主張したが、結果として「中小指針」は日本公認会計士協会が主張するシングル・スタンダードの立場で作成された。「懇談会報告書」では、中小企業会計基準として「中小指針」の他に「新たな区分の指針」⁴⁾の策定を提起しており、解釈の仕方によってはトリプル・スタンダードのような考え方が提案されているようにも見える。

中小企業会計基準の策定モデルとしては、シングル・スタンダード、ダブル・スタンダードとトリプル・スタンダードが想定される。日本公認会計士協会が主張するシングル・スタンダードは、大企業会計基準を中小企業向けに簡素化し規定するものである。簡素化の一例として「企業会計基準第26号退職給付に係る会計基準」には、「小規模企業における簡便な方法」において「従業員数が比較的少ない小規模な企業等において…簡便な方法を用いて、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができる」との規定から読み取れよう。これに対して、日本税理士会連合会、中小企業庁が主張するダブル・スタンダードは、大企業会計基準とは別に中小企業会計基準を制定するものであった。ダブル・スタンダードの場合は、新たに独立した中小企業会計基準を策定することになる。さらに「懇談会報告書」においては、「非上場会社、とりわけ中小企業に適用される会計指針については国際基準の影響を受けないものとするという共通認識を得るとともに、中小企業の実態を踏まえて新たな区分を設けて中小企業全般に企業会計の考え方を浸透する方向性を示しており、今後の非上場会社の会計を進展させていく上で、意義深いものであった」⁵⁾と書かれている。ここで、中小企業会計基準として策定された「中小指針」とは別に「中小企業の実態を踏まえて新たな区分」を設けることが明記された。これは、中小企業会計基準として「中小指針」の普及が芳しくないという状況を改善し、

中小企業会計基準の受入れ易さを実現し中小企業全般に浸透させるために「中小指針」と並立する形の新たな中小企業会計基準の策定を提言している。「懇談会報告書」の提言は、同じ中小企業を対象にしながら「中小指針」と「中小会計要領」という二つの会計基準が並立するきっかけになった。

こうした状況を安藤英義教授は「正規の会計基準を1級とすれば、内容的に、『指針』は2級、『要領』は準2級といえよう。…結果として、『指針』と『要領』は競合関係になる。両者の存在で中小企業の会計は混乱するのか、それとも『指針』が、準2級と1級をつなぐ存在（2級）として機能するのか。未知の実験が始まっている。」⁶⁾と述べられている。

関係団体が提唱する策定モデルによる議論を踏まえ、平成24（2012）年2月に公表された「中小会計要領」は、「計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、『一定の水準を保ったもの』とされている「中小企業の会計に関する指針」と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ⁷⁾と記し、「中小指針」とは異なる適用範囲を対象とすることが示唆された。これにより、中小企業の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）にあたる会計基準として「中小指針」と「中小会計要領」が設定され、「中小指針」が適用される中小企業と、「中小会計要領」が適用される中小企業が併存することになり、中小企業会計の二相化が生じることとなった。

TKC主催の特別座談会⁸⁾（以下、「特別座談会」という）では、「中小指針と中小要領は上下関係ではなく、並列関係である」⁹⁾とされている。

中小企業会計制度のあり方に関する考え方をまとめたものが図表-1である。

国際会計基準委員会（IASB）が公表した「International Financial Reporting Standards」（以下、IFRSという）と中小企業会計基準の関係について確認してみたい。平成17（2005）年、IFRSがEU域内の上場企業の連結財務諸表に対して強制適用されたのを機に、わが国でも国内基準をIFRSへコンバージェンスする機運が高まり作業がすすめられた。その過程において、「企業会計原則」

図表-1 これまでの中小企業会計制度のあり方に関する考え方

平成14（2002）年以前	平成14（2002）年以降		平成22（2010）年	平成23（2011）年以降
「企業会計原則」 企業会計基準	日本公認会計士協会	日本税理士会 連合会 中小企業庁	「懇談会報告書」	「企業会計原則」 企業会計基準 「中小指針」 「中小会計要領」
同一会計基準	シングル	ダブル	トリプル	中小企業会計の二相化
大企業	大企業向け 会計基準	大企業向け 会計基準	大企業向け 会計基準	大企業向け 会計基準
中小企業	(大企業の簡 便化) 中小企業向け 会計基準	中小企業向け 会計基準	「中小指針」 新たな 中小企業向け 会計基準	「中小会 計要領」 対象の 中小企業 「中小指針」 対象の 中小企業

(出典：堂野崎，新野，松尾 WG 作成)¹⁰⁾

は昭和 57（1982）年の修正を最後に以降変更されなかったため「企業会計原則」自体は IFRS の影響を受けていないが、新たな修正項目をピースミール方式により補足，補充する形で公表してきた企業会計基準は，IFRS に準拠している。前述したように「中小指針」はシングル・スタンダードの考え方を採ったため，大企業会計基準と同様に IFRS の影響を受け，IFRS の修正に合わせ「中小指針」も修正され，グローバル化に対応しきれていない中小企業でさえ IFRS の影響を受けることになり，会計処理をするに当たり負担が増えることになった。他方，「中小会計要領」は，I 総論 6 の国際会計基準との関係において「IFRS の影響を受けない」と明記しており，IFRS の影響を受ける「中小指針」とは異なる方向性が示されている。また，会計処理については，I 総論 9 に「本要領の利用にあたっては，上記 1.～8. とともに以下の考え方にも留意する」として，「企業会計原則」の一般原則にあたる規定が明記されており，大企業会計基準の簡素化ではなく，独立した別の会計基準であることが読み取れる。このように IFRS の影響を受ける企業会計基準と「中小指針」，IFRS の影響を受けない「企業会計原則」と「中小会計要領」という立場が異なること

になり、中小企業の特徴を踏まえて中小企業会計制度を構築するうえで苦悩が見えてくる。

さらに、平成 21 (2009) 年 7 月に国際会計基準委員会 (IASB) が「International Financial Reporting Standards for Small- and Middle-size Entities」(以下、IFRS for SMEs という) を公表した。それまで、ほとんどが非上場会社である国内の中小企業が、海外証券市場で資金を調達することは考えにくく、IFRS との関係は無縁であると考えてきた。しかし、IFRS for SMEs が公表されたことで、わが国においてもグローバル化に対応した中小企業会計のあり方について議論が必要となった。

(2) 中小企業会計基準の策定方法

中小企業会計基準の策定方法には、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチがある。トップダウン・アプローチは、会計処理能力や内部組織が十分でなく、利害関係者の範囲が限定されている中小企業の特徴を考慮し、大企業会計基準を簡便、簡素化し中小企業会計基準を策定する方法である。他方、ボトムアップ・アプローチは、中小企業の業種・業態・規模は多様であり、会計処理能力や内部組織も企業によって異なるため、中小企業の特徴を考慮し中小企業会計基準を新しく一から策定する方法である。こうした考え方は、「特別座談会」において、河崎照行教授は「中小指針は、中小企業の理想像を求めているように思います。それは企業会計基準を簡素化し…トップダウン方式のアプローチですね。これに対して、今回はボトムアップ・アプローチという形で身の丈に合った会計ルールが策定されている」¹¹⁾ と述べられている。

結果として、「中小指針」は大企業会計基準から出発してその簡便、簡素化によって中小企業会計基準を策定するトップダウン・アプローチをとり、他方、「中小会計要領」は中小企業の特徴を検討することから出発し中小企業固有の会計実務や慣習を積み上げ方式で策定するボトムアップ・アプローチをとっている。

(3) 中小企業会計基準の策定概念

会計基準の策定にあたり、「企業会計原則」は会計実務や慣習をもとに、帰納的アプローチにより会計公準を基礎として会計基準を策定した。しかし、今日の複雑、多様化した経済社会の変化に柔軟に対応し、投資意思決定に資する有用な情報提供を行うため、時代の変化に柔軟に対応できるよう概念フレームワークを出発点として演繹的アプローチにより会計基準を策定する方向にシフトしている。帰納的アプローチは、現行の会計実務や慣習を基準にする方法であるため、新たな経済環境の変化に対応することが難しく、柔軟性に欠けることが指摘される。これに対し演繹的アプローチは、あるべき姿をめざし、複雑、多様化した経済社会の変化に柔軟に対応することができ、投資家の投資意思決定に有用な情報提供を可能にするとされる。

しかし、当初中小企業会計基準を策定するに当たり、中小企業会計における商慣行・記帳の認められるところを要約し会計基準を策定していくことを想定しており、「企業会計原則」の前文「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」を企業会計の基準とする考え方を中小企業会計にも取り入れることで、いわゆる帰納的アプローチによる中小企業会計基準策定を目指していたと思われる。

中小企業会計においては、これまで投資意思決定に資する情報が必要とされなかったため、会計基準の構築にあたり策定概念（アプローチ）について議論する必要がなかった。しかし、中小企業会計において大企業会計とは異なる情報提供が必要とされるなら、中小企業会計基準の策定概念（アプローチ）に関する議論は重要となろう。「特別座談会」において、弥永真生教授は「何か上位概念があって演繹的に作るのではなくて、帰納的に発見している点に意味がある」、坂本孝司教授は「中小指針は演繹法、要領は帰納法に対応する」と述べられている¹²⁾。中小企業会計において、中小企業の会計実務や慣習を重視し、中小企業の特性に沿った中小企業会計基準の策定は重要なことであるが、昨今の変化の激しい経済環境の変化への柔軟な対応や中小企業会計特有の情報提供

の必要性をから、中小企業会計基準の制定において、策定概念を中小企業概念フレームワークを出発点として演繹的アプローチによることも検討に値するのではないだろうか。

Ⅲ 中小企業会計の形成過程

(1) 昭和 20 年代の中小企業会計

わが国で企業会計の基準として昭和 23（1948）年に「企業会計原則」が制定され、本格的な企業会計制度の整備が始まった。しかし、企業会計制度のめざす方向は、制定当時の「企業会計原則」前文にもあるように、戦後間もない時期の経済状況への対応、経済再建と会計制度の改善統一を目指した大きな意義を持っており、経済社会の構成員全般、特に大企業を前提に考えられていた。

中小企業の多くは、大企業より内部組織の整備がはるかに遅れており、帳簿記録の手順に関する規程から整備する必要があると、大企業と中小企業を一つの会計基準で規整することには無理があると考えられた。また、中小商工業向けに「中小企業簿記要領」を、法人形態を採る中小企業向けに「中小会社経営簿記要領」を簿記（記帳）の指導書として公表した。このことは、大企業と中小企業を一つの会計基準で規整することは無理であると考えた今日の中小企業会計基準の策定過程と同様に、当時中小企業を一つの簿記要領で規整することには無理があると考えられたからであろう。

河崎照行教授は、「『企業会計原則』は、公開企業や大企業向けの会計原則ですが、これに対して中小企業には、中小企業簿記要領が公表されたわけです。その背景には、青色申告制度の普及があり、そのためにはしっかり帳簿をつけさせようという狙いがありました。わが国の中小企業の会計は、ここが原点であるように思います。」¹³⁾と述べられている。

「中小企業簿記要領」で求められた「記帳」の重要性は、今日の中小企業会計基準の利用を想定した企業にも同様に当てはまることである。中小企業の特性を考慮して積上げたものが「中小会計要領」であり、その総論 8「記帳」に、

「正規の簿記の原則に」従い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成すること要請している。また、「中小企業簿記要領」には、「企業会計原則」と同様に中小企業が従わなければならない①正規の簿記の原則、②真实性の原則、③明瞭性の原則、④事業会計・家計区分の原則、⑤継続性の原則、⑥収支的評価の原則、⑦記帳の能率化・負担軽減の原則という一般原則が明示されている¹⁴⁾。最初に①正規の簿記の原則を規定している。これは、簿記(帳簿)環境を整備し正確な会計帳簿を作成し、併せて内部組織の整備を進めるために作成された簿記要領と考えるなら、自然な並びとみられる。さらに、「企業会計原則」にはない④事業会計・家計区分の原則、⑦記帳の能率化・負担軽減の原則が規定されている。④事業会計・家計区分の原則は、中小企業会計においても企業実体の概念を明確にし、中小企業、特に中小商工業者では、所有と経営が未分離(所有者=経営者)であることからその分離を要請した。⑦記帳の能率化・負担軽減の原則は、中小企業においては、経営者や従業員に会計に関する専門的知識が乏しいこと、あるいは会計に関する専門的知識を有する従業員を雇用する経済的余裕がないことから、会計処理や帳簿組織の簡略化を要請した。このように、「中小企業簿記要領」では、中小企業の特性を考慮し、所有と経営の分離の確立、会計処理や帳簿組織の簡便、簡易化が強く意識された。

こうした状況を「中小企業簿記要領」の解説書では、「中小企業簿記は、(1)できるだけ手数のかからぬ簡易なものでなければならないということと(2)税務当局や金融当局という第三者が帳簿をみて、容易に監査もできるその数字が正しいということが実証されるような帳簿であるということ、要するに正確な会計帳簿であるということ、この2点をどう調和さすかが問題なのである」と書かれている¹⁵⁾。これは、簿記本来の仕訳帳と総勘定元帳を省略し、伝票から各帳簿(補助簿)へ記帳することを認め、転記の手数を省略することで複式簿記の理解が少なくても記帳できることをめざしたものであった。これにより、中小企業の従業員が、会計に関する専門的な知識を十分に持っていなくても正確

な会計帳簿の作成を可能にする環境が整備されることが考えられた。

また、「中小会社経営簿記要領」は、その目的に「中小企業のうち、会社経営のものを対象として、これに適した経理制度の確立に資するために作成されたものである。中小会社は、これによって経理業務を充実し、経営の改善、合理化や資金の借入に必要な体制を整備し得ると共に、申告納税にも利用できるものであり、併せて又、中小会社経理指導者の指導要領ともなるものである」と記されている¹⁶⁾。昭和20年代に公表された企業全般を対象にした「企業会計原則」、中小商工業者を対象にした「中小企業簿記要領」、法人形態を採る中小企業を対象とした「中小会社経営簿記要領」により、戦後間もない時期に企業規模、企業特性に応じた会計基準あるいは簿記要領が設定されたことは、今日の大企業会計とは別に、中小企業会計基準を策定する議論と通じるものがある。

(2) 昭和50年代からの中小企業に対する会計制度のあり方

(補足)

ここでは、当時の議論を活かすために「中小企業」ではなく「中小会社」と記述する。監査を論ずるにあたり、株式会社の特徴である外部から株式発行により資金を調達し、出資者に説明責任を果たすことが求められている。規模に関わらず株式会社にとって、投資家の投資判断を誤らせないよう有用な情報を公表するためには、計算書類に信頼性を担保する監査が重要になる。そのため、制度上法人格を有し株式会社形態をとる企業を大会社および中小会社と記述する。

前述したように、「企業会計原則」前文に「…企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題…。従って、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して…」とあるように、わが国経済社会を支える企業（主に大会社）に対し会計基準が整備された。それに引き続き、「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」が公表され、戦後間もない混乱期に帳簿記録を整備することで、公正な企業会計を実践するための会計制度の整備、充実を図ることが考えられた。これら簿記要領が公表された背景には、正確な帳簿記録の意

識、企業規模や内部組織、機関の整備状況が違いすぎるため、中小会社と大会社に対する会計基準を区別すべきであるとの認識があった。同様な状況は、会計制度を支える『監査』においても議論されていた。

昭和49(1974)年に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下、「商法特例法」という)が制定されたことにより、大会社、小会社が区別され、特例として小会社は会計監査人監査が強制されなくなった。しかし、昭和56(1981)年商法改正案において、「商法特例法」の小会社特例により、公開した計算書類の信頼性を担保することができないことから会計専門家による簡易的な監査を実施してはどうかという議論が起こった。

昭和59(1984)年に法務省民事局参事官室より「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」(以下、「大小区分立法の問題点」という)が公表された。「大小区分立法の問題点」で指摘されたのは、昭和56年商法改正は「株式会社らしい株式会社を対象としたものであって、日本の株式会社の大多数を占める小規模かつ閉鎖的な株式会社を主眼としたものではなかった。また戦後行われた商法改正とあわせて、有限会社法についても改正が行われているが、これは商法改正に伴う波及的改正にすぎず、小規模・閉鎖的な会社の典型としての有限会社制度の改善に本格的に取り組んだものではなかった」¹⁷⁾と、立法担当者は小規模かつ閉鎖的な株式会社の有限責任を担保する(中小会社における監査)制度の必要性を指摘した。言い換えれば、有限責任制度のもとで中小会社に対する債権者保護を担保する会計制度についての議論であった。

「大小区分立法の問題点」では様々な検討がおこなわれたが、特に小規模・閉鎖的な株式会社(中小会社)の計算の適正性の確保に関連する部分について整理すると、

1. 「公開株式会社及び非公開会社のうち一定規模以上のものについては、会計監査人による監査を強制するとの意見があるが、どうか」(七計算・公開4)

2. 「会計監査人監査を受けない非公開会社（4を参照）のうち一定規模以上のものは、会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法二八一条ノ三第二項二号、九号に該当）等に限定した「監査」を強制するとの意見があるが、どうか」（七計算・公開4）

「大小区分立法の問題点」の公表により、中小会社に対する限定された『監査』の必要性について議論が起き、当時の法制審議会商法部会は、商法監査問題研究会を設置し、昭和61（1986）年3月に「商法監査問題研究会報告書」（以下、「監査問題報告書」という）を公表した。また同年5月には法務省民事局参事官室が「商法・有限会社法改正試案」（以下、「改正試案」という）を公表した。「監査問題報告書」と「改正試案」において、「会計監査人による監査」（以下、「監査案」という）、「会計調査人による調査」（以下、「調査案」という）及び「会計専門家による指導」（以下、「指導案」という）といった三つの試案が出された。これらの試案は、中小会社の計算書類の信頼性確保を意図した初めてのものであった。

「監査案」は、昭和49（1974）年に制定された「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」において、大会社と規定された資本金5億円以上、負債総額200億円以上の株式会社への会計監査人による監査の適用範囲を拡大しようとするものであり、主に有限会社にその範囲を拡張しようとするものであった。

「調査案」は、資本金3,000万円未満かつ負債総額3億円未満の株式会社以外の会社は、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」を調査し、その結果を報告することを目的としている（改正試案四4c）。「認められるかどうか」の心証の程度は「一応の確からしさ」でよい（改正試案四4c（注）4）としている。つまり、「監査案」よりも心証の程度を限定した監査が「調査案」として提案された。しかし、

「調査案」の問題点として、中小会社においては「一応の確からしさ」の確保は難しいのではないかという意見があった。監査は、内部統制組織の確立を前提としたサンプリング（試査）によるものが多く、その意見の表明の基礎には証拠による裏付けが必要であり、この証拠の入手手段として種々の監査手法が用いられる。中小会社に、監査と同等な手続きに耐え得るだけの内部統制組織が整備されている確証がないため、「調査案」の採用には疑問が多かった。

「指導案」は、会計専門家が会社の計算（会社の会計帳簿ならびに貸借対照表及び損益計算書が商法に即して作成されたかどうか）に関する指導をし、その指導の内容、指導の結果等を報告することを目的とした制度（改正試案5，5（注）2）である。「監査案」、「調査案」とは考え方が異なり、「指導案」は「計算書類の作成機能と証明機能を分けたときに、作成機能の方に専門家が関与する」¹⁸⁾ものであり、「監査案」、「調査案」で言われるような証明機能を持っていない。「監査案」、「調査案」は、資本金及び負債総額によって適用範囲を定めていたが、「指導案」においては資本金及び負債総額による量的区分はないが「会計調査人の調査に代えることの可否について商法上の制度として構成することが可能かどうかを含めて検討する」（四計算・公開5）とされていた。とりわけ資本金及び負債総額による量的区分及び「指導案」に関するただし書きをみるに、当時の考え方は比較的規模の大きな会社には「監査案」を、中小会社には「調査案」、「指導案」を考えていた。

ただ、当時の議論のなかには、監査対象の拡大により監査担当者の不足が生じないか、専門的な監査知識も有しない監査担当者が起用されないか、簡易的な監査の実施は正規の監査の形骸化を招かないか、などの意見、不安が出され、中小会社への監査導入は混迷を深めた。

その後、中小会社への監査導入に関する議論は続かなかつたが、監査の実施にあたり株式会社を規模、会社の特性により大会社と中小会社に分ける発想は、今日の中小企業会計、とりわけ中小企業会計基準策定の議論に通じるものがある。

Ⅵ 中小企業会計基準の普及

(1) 「中小指針」の普及状況

「中小指針」は、中小企業の計算書類作成にあたってその規範として広く運用されることが期待された。しかし、公表から10余年を経た今日においても、「会計指針」が期待通りに運用されているとは言い難い状況となっている。中小企業庁は平成16（2004）年から「会計指針」の普及、運用状況の確認のため、毎年中小企業の会計に関する実態調査を実施し、報告書にして公表してきた。「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業－集計・分析結果報告書（以下、「H22報告書」という）」¹⁹⁾では、調査の目的に「平成17年4月に中小企業政策審議会企業制度部会を開催し、『中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画』を策定しています。同計画に明記されている目標値としては、平成17年度時点で2割程度だった中小企業の会計の認知度を、調査期間の3年間で5割に引き上げるとされており、『中小企業の会計』に対する認知度が着実に進むよう、様々な取組を実施しています」と書かれている。また、「中小企業の経営者において『中小企業の会計』に関する認知度が向上しているか、『中小企業の会計』への取組の実態及び『中小企業の会計』の活用による効果等についての状況把握及び分析を行うことが急務となっています」とも書かれている。

「H22報告書」によると、『中小企業の会計』の認知度（採用していなくても知っているという意）は中小企業経営者、会計専門職および金融機関を合わせてもわずか39.5%であり、平成19（2007）年の44.0%をピークに横ばいの状況が続いている。準拠度は「準拠している（一部準拠を含む）」が45.1%、「完全に準拠している」は15.9%にすぎなかった。会計参与制度の導入状況は、「既に導入している」はわずか7.6%、「今後導入する予定である」が2.2%であることを含め、「中小会計指針」の普及が進んでいない状況が分かった。さらに、現行の「中小会計指針」が望ましいとする企業は4.4%に過ぎず、「税務

と一致した会計基準としてほしい」21.7%、「税務会計で十分である」12.7%、「極力簡便な会計処理とする視点を重視してほしい」34.4%を合わせた70.8%の中小企業経営者は「中小指針」に不満を示している²⁰⁾

中小企業の会計規範として機能することが期待されていた「中小指針」が、目的を果たしているとはいえない状況であることが分かった。「中小指針」が、中小企業の会計実務の中で普及しなかった理由として、

- ①「中小指針」は、大企業向け会計基準の簡便化からのトップダウン・アプローチによって設定された会計基準が、その企業特性のから中小企業にとって過重な負担となっており、コストとの関連から中小企業の実態に即していなかったこと²¹⁾
- ②「中小指針」は、会計参与が取締役と共同して計算書類等を作成する際に依拠する基準として機能することが期待されていたが、会社法上の機関としての会計参与制度そのものが会社法に定められたこと。
- ③コスト・ベネフィットの観点から、確定決算主義に立脚する中小企業会計に配慮して、簡便な会計処理や税法基準の適用を認容する内容も含まれていたが、適用するか否かの判断そのものが中小企業に過重な負担を求めるものであったこと。

が挙げられる。

以上のような状況を踏まえ、中小企業の実情に即した会計基準の検討が始められることとなった。なお、「会計指針」は会計参与が設置される規模の中小企業で、会計参与が取締役と共同して計算書類等を作成する際に拠るべき基準として解され、「中小会計要領」を採用する企業との棲み分けがなされるべきと指摘された²²⁾

(2) 「中小会計要領」の普及状況

「中小会計要領」は、公表から6年が過ぎようとしている。前述したように「中小指針」が期待した通りの普及をみなかったことが、新しい中小企業のた

めの会計基準，すなわち「中小会計要領」策定のそもそもの動機であり，公表当初から「中小会計要領」の普及のために関係諸団体を通じてパンフレットを配布したり，啓発のための説明会やセミナーを開催するなど万全の策がとられた。こうした動きは，公表後の平成 24 (2012)～26 (2014) 年の 3 年間で広報・普及を集中的に実施する期間と位置づけ，期間内に一定の成果を挙げることをめざした。平成 27 (2015) 年 3 月に中小企業庁は，「中小会計要領」を集中的に広報・普及する 3 年間で総括する「平成 26 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書（以下，「H26 報告書」という）」を公表した²³⁾。「H26 報告書」によると，

①中小企業からの回答として

「中小会計要領」の認知度は「知っている」が 24.4%，導入状況は「導入している」が 31.2%，認知度と導入状況から算出する導入率は 7.6%，準拠割合は「完全に準拠している」82.3%であった。導入したきっかけは「会計専門家からの勧め」が 61.3%，「経営改善に取り組むため」が 38.7%，「金融機関の保証割引等を利用するため」が 30.6%であった。

②税理士・税理士法人からの回答として

「中小会計要領」の認知度は 100%，顧問先が「中小会計要領」に完全準拠している企業比率は 52.4%であった。

これらの回答結果から，「中小指針」の公表時に比べ「中小会計要領」がさらに公表されたことで中小企業会計の認知度は上がったが，「中小会計要領」の普及に関しては中小企業の経営者，経理担当者，税理士・税理士法人や金融機関の認識や適用実態には乖離が生じているとことが分かった。中小企業の経営者，経理担当者レベルでは導入率は全体の 8%弱しかないが，税理士・税理士法人や金融機関レベルでは 50%超の中小企業が「中小会計要領」に完全準拠した計算書類等を作成している。これは，多くの中小企業が，税理士・税理士法人に計算書類の作成や金融機関との交渉などを依頼しているという実態の現れであろう。未だ半分の中小企業は「中小会計要領」に完全準拠した計算書類

等を作成していない。

「中小会計要領」を導入していない理由として、「導入するメリットが感じられないため」が42.3%、「自社のルールを変更する必要が無いため」と「会計専門家から導入を薦められていないため」が共に38.5%である。「中小会計要領」を導入していない中小企業は、「中小会計要領」のメリットや必要性を認めていないようである。

「H26 報告書」の結果からみると、中小企業会計基準として「中小指針」、「中小会計要領」の認知度を高めるため、さらなる普及、拡大策が求められるであろう。

V 結 び

昭和23(1948)年に「企業会計原則」が制定され、本格的な企業会計制度が整備されるようになった。しかし、企業会計制度のめざす方向は、制定当時の「企業会計原則」前文にもあるように、戦後間もない時期の経済状況への対応、経済再建と会計制度の改善統一を目指した大きな意義を持っており、経済社会の構成員のなかでも大企業を前提に考えていた。中小企業および個人商店においては、大企業より会社内部の整備がはるかに遅れており、帳簿記録の手順に関する規程から整備する必要があるため、大企業と中小企業および個人商店を一つの会計基準で規整することは難しかった。それは、帳簿記録の指導書的な「中小企業簿記要領」や「中小会社経営簿記要領」の公表からも容易に推測できよう²⁴⁾

昭和56(1981)年商法改正に付随した大小会社区分立法に関連した議論や商法監査問題に関する議論においても、中小企業会計制度について従来の会計制度とは別途検討することが提起されていた。これは、従来からの大企業を前提にした「企業会計原則」を中心にした会計制度と商法に基づく監査制度を中小企業にそのまま適用するには問題が多く、大企業とは別個に中小企業向け会計処理、帳簿記入や監査制度を構築する議論であり、今日の中小企業会計制度の

構築課程の議論と通じるものがある。

こうした中小企業会計制度構築の認識、議論のもと、平成14(2002)年以降日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会が、その後日本経済団体連合会が加わり、中小企業会計制度について本格的な検討を始めた。その結果、平成17(2005)年に「中小指針」が、平成24(2012)年に「中小会計要領」が公表され、大企業会計制度とは独立した中小企業会計制度が整備されることとなった。しかし、大企業に比べ内部統制組織は未整備な部分が多く、今後中小企業会計制度を期待通り機能させるために改善すべき課題として、①内部管理システムや内部統制組織の整備、②中小会社会計制度において開示される会計情報に対する信頼性担保が挙げられている。

今後中小企業会計制度が、大企業を対象とする企業会計制度と同等レベルに位置付けられるためには、内部組織が整備され実効性を持つことで、企業組織の内部統制が可能になる。内部統制機能が確立できれば、企業が開示する会計情報に対して信頼性の確保への途が開けよう。中小企業では、第三者による信頼性の保証、いわゆる外部会計人監査はコスト的に取り入れることが難しいであろう。しかし、前述したように中小企業が行う会計への信頼性が低いことは「研究会報告書」等において指摘されている通りである。そこで、会計参与制度や書面添付制度を活用し信頼性の向上を図ることで、第三者による信頼性の保証に代わる中小会社自らが信頼性を確保しようと考えている。これらの中小企業会計の信頼性を確保する方策が採られることとあわせて、第三者による信頼性の保証についての議論が為されるべきであり、その過程では前述したような「調査案」、「指導案」について再検討する必要がある。

中小企業会計の制度設計を考えると、中小会社会計向け国際基準としてIFRS for SMEsを議論の枠に入れたいわけにはいかない。わが国の国内基準として「中小指針」、「中小会計要領」が公表されたことにより、中小企業会計は制度として一定の方向性が明確になった。中小企業においても、大企業と同様に、質的な違いはあっても投資対象として意思決定に資する情報提供を求めら

れるなら、複雑、多様化した経済社会の変化に柔軟に対応し、時代の変化に柔軟に対応できる概念フレームワークを出発点とした演繹的アプローチによる中小企業会計基準の策定が必要となろう。しかし、中小企業会計基準作成に際し概念的基礎を提供する中小企業会計概念フレームワークは明確なものが示されていない。今後、概念フレームワークの検討と、それを基礎とした中小企業会計基準の策定が重要になろう。また、中小企業会計を大企業会計基準と同等レベルの会計制度と位置付けるためには、内部統制組織を整備し、信頼性を確保する方が重要となろう。そのために、管理会計研究や会計監査研究における中小企業会計の在り方について議論を深めていくことが重要になろう。

引用注

- 1) 経済安定本部企業会計制度対策調査会報告 [1950] 『中小企業簿記要領』財団法人大蔵財務協会, p. 1.
- 2) 中小企業庁 [1953] 『中小会社経営簿記要領』, 第1章第1節.
- 3) 財団法人大蔵財務協会編 [1950] 『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方』財団法人大蔵財務協会, p. 1.
- 4) 非上場会社の会計基準に関する懇談会 [2010] 「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」, p. 20.
- 5) 非上場会社の会計基準に関する懇談会 [2010], p. 19.
- 6) 安藤英義 [2012] 「《巻頭言》『中小企業の会計に関する基本要領』の公表」『産業経理』第72巻第1号, p. 3.
- 7) 中小企業の会計に関する研究会 [2012] 『中小企業の会計に関する基本要領』, p. 1.
- 8) 特別座談会 [2012] 「『中小企業の会計に関する基本要領』取りまとめの背景と意義(司会 坂本孝司, 品川芳宣, 河崎照行, 弥永真生)」『TKC会報』2012年6月号別冊, pp. 1~31.
- 9) 特別座談会 [2012], pp. 16-17.
- 10) 堂野崎融 [2015] 「我が国の中小企業会計の構造とそのあり方に関する一考察」『中小企業会計研究』創刊号, pp. 65-75をもとにWGで新たに作成。
- 11) 特別座談会 [2012], p. 23.
- 12) 特別座談会 [2012], p. 24.
- 13) 特別座談会 [2012], p. 11. 参考となる文献として, 神森智 [2010] 「中小企業会計の概念フレームワーク」『松山大学論集』21巻4号.
- 14) 経済安定本部企業会計制度対策調査会 [1950] 『中小企業簿記要領』大蔵省財務協会, 1.

七つの原則の呼び方は、河崎照行 [2016] 『最新中小企業会計論』中央経済社、p. 29 を参考にした。

- 15) 経済安定本部編 [1950] 『中小企業簿記要領解説』森山書店、p. 5.
- 16) 中小企業庁 [1953] 『中小会社経営簿記要領と解説』中央経済社、p. 1.
- 17) 稲葉威雄 [1984] 「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点の公表について」『別冊商事法務』第 75 巻、pp. 9-16.
- 18) 新井清光 [1986] 「座談会「商法・有限会社法改正試案」の焦点〈3・完〉監査・調査・指導法制度上の諸問題」『企業会計』第 38 巻第 10 号、pp. 50-76.
- 19) 新日本有限責任監査法人 [2010] 「平成 22 年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書（経済産業省委託事業）」.
- 20) 河崎照行・万代勝信 [2012] 『詳解中小会社の会計要領』中央経済社、p. 10.
- 21) 中小企業にとって、このような過重な負担となることが想定される会計処理項目として、「税効果会計の適用」、「棚卸資産の減損処理」、「有価証券の分類基準と時価評価」が挙げられる。
- 22) 万代勝信 [2012] 「「中小会計要領」と「中小会計指針」の棲み分けの必要性」『企業会計』第 64 巻第 10 号、pp. 32~39.
- 23) 富士経済 [2015] 「平成 26 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書（経済産業省中小企業庁委託事業）」.
- 24) この頃の経緯を含む事情や状況については、黒沢清教授や鍋島達教授へのインタビュー（田中章義編（1990）『インタビュー日本における会計学研究の発展』同文館出版）から当時をうかがい知ることができる。